

欠格事由（労働安全衛生法第七十七条第三項において準用する法第四十六条第二項各号）の規定に該当しないことを説明した書面

申請者である当機関は、下記の欠格事項に該当した事項はありません。

記

- 1 .労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 2 .労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して二年を経過しない者
- 3 .法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

法人等機関の名称

申請者 代表者 職 名

氏 名

千葉労働局長 殿